

平成31年4月1日から各種手当額が改正されました。

平成31年4月から各種手当の額が以下のように改正されました。

■児童扶養手当

児童扶養手当とは、母子又は父子家庭、父母が重度の障害の状態にある世帯などの児童を養育する方が受給できる手当で、受給のためには必ず申請が必要になります。

また、児童扶養手当の額は、手当を受給する方及びその世帯の生計中心者の所得額によって異なります。

<児童扶養手当の月額>

●児童1人の場合

全部支給：42,910円

一部支給：42,900円～10,120円（所得に応じて決定されます。）

●児童2人以上の加算額

2人目：全部支給10,140円（一部支給は10,130～5,070円）

3人目以降：全部支給6,080円（一部支給は6,070～3,040円）

※3人目以降の加算額は1人あたりの金額になります。

■特別児童扶養手当

精神、知的又は身体に障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって、その児童を養育している方に支給される手当です。所得制限があります。なお、児童福祉施設等に入所している児童や障害を事由とする公的年金を受給している児童は対象となりません。

<特別児童扶養手当の月額>（児童1人につき）

●重度障害児の場合：52,200円

●中度障害児の場合：34,770円

■障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。所得制限があります。なお、施設に入所されている方、障害を支給事由とする公的給付を受けることができる方は対象となりません。

<障害児福祉手当の月額> 14,790円

■特別障害者手当

障害が重複するなど精神または身体に著しく重度の障害のある在宅の20歳以上の方で、日常生活に特別の介護を必要とする方に支給されます。所得制限があります。なお、施設に入所されている方、病院・診療所に3ヶ月以上継続して入院されている方は対象となりません。

<特別障害者手当の月額> 27,200円

詳しくは、鏡野町保健福祉課（児童扶養手当については子育て支援係（担当：坪井）、その他の手当については福祉係（担当：嶋田））までお問い合わせください。

お問い合わせ先

電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

介護保険住宅改修の 受領委任払い制度について

鏡野町では、介護保険住宅改修（※1）の受領委任払い制度を導入しました。

介護保険住宅改修は、改修費用の全額を一度業者に支払い、完了後に申請することで保険部分が給付される償還払いという形式を基本としていました。

受領委任払いでは、事前に申請することで、介護保険対象改修費用（※2）のうち負担割合証に記載された自己負担割合分（1割～3割）のみを業者に支払うことで支払いが終了します。残りの部分は鏡野町が業者に支払いを行います。（※3）

※1 介護保険住宅改修を利用するには、要介護（要支援）認定が必要です。

※2 介護保険対象改修費用の上限は原則20万円です。

※3 受領委任払取扱事業者として鏡野町に登録している業者を利用した場合に利用可能です。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 介護保険係（担当：和田）

電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891